

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮 問 日：令和 5 年 7 月 21 日（諮問（個）第 4 号）

答 申 日：令和 6 年 3 月 14 日（答申（個）第 4 号）

答 申 書

第 1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った不開示決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 27 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和 5 年 4 月 3 日に本件開示請求書が到達したことから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく保有個人情報開示請求として受け付けた。
- 3 実施機関は、本件開示請求書に不備があるものと認め、令和 5 年 4 月 6 日付け務第 297 号で審査請求人に本件開示請求書の補正を求めた。
- 4 審査請求人は、実施機関の求めに応じて補正した本件開示請求書を令和 5 年 4 月 7 日付けで実施機関に提出した。
- 5 実施機関は、本件開示請求に対し、次の理由により、法第 82 条第 2 項に基づき、全部を開示しない旨の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 5 年 5 月 8 日付け留管第 70 号で審査請求人に通知した。
 - (1) 別紙本件開示請求の内容中、請求内容欄アについては、法第 124 条より開示請求等の規定を適用しないと定められている、司法警察職員が行う処分の執行に係る保有個人情報に該当するため。
 - (2) 別紙本件開示請求の内容中、請求内容欄イについては、現在保有しておらず、平成 13 年 12 月 31 日までに保存期間が満了し、廃棄したと考えられるため。

- 6 審査請求人は、令和 5 年 5 月 9 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

決定には不服であり、開示を全てすべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 裁判中であり、開示されるべきである。廃棄はしておらず、当時の職員も所持している。
- (2) 存在しており、開示すべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求において、審査請求人は、和歌山県警本部及び〇〇警察署が保有する書類のうち、次の 2 点の情報の開示を求めている。

ア 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの、留置場での弁護士からの差入れ品、宅下品及び私の購入品等を内容とする私の情報（以下「アの情報」という。）

イ 留置場で受けた医師の診察及び投薬に関する記録並びに警察署外の医師の診察を受けた記録及び警察職員が同医師から提供を受けた物に関する記録にある私の情報（以下「イの情報」という。）

- (2) アの情報について

法第 124 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があったものに係るものに限る。）について、法第 5 章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用しないこと

を規定しており、これらの保有個人情報を開示請求の対象とすることができない。

これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者等の立場で留置場等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求の対象から除外されているものである。

この点、アの情報は、審査請求人が留置場に収容されていることを前提とすることは明らかであり、これを開示すると審査請求人の不利益になるおそれがあると認められるため、開示請求に関する規定の適用が除外される保有個人情報に該当する。

(3) イの情報について

イの情報は、留置場への収容を前提した情報ではあるものの、一方では、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として収容中に診療を受けた場合においては、当該診療に関する情報は、法の適用が除外される保有個人情報には当たらないとした判例（最三小判令和3年6月15日民集第75巻7号3064頁）があり、その趣旨に照らして開示請求の対象になると整理することとした。

その上で、イの情報を記録した公文書については、和歌山県警本部及び〇〇警察署において保管されていなかった。

この点、本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程によれば、警察署において留置された者の診療又は投薬に係る事項が記録された〇〇年の公文書の保存期間は、最長でも〇〇年12月31日までであるため、仮にイの情報を記録した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる。

(4) 以上のとおり、本件処分は、法の規定に基づき適切に行ったものであり、この点に違法又は不当はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人が留置場に収容されていることを前提とした保有個人情報の開示が求められている。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求された保有個人情報のうち、アの情報については開示請求の適用が除外され、イの情報については、開示請求の対象となると整理した上で、当該情報を保有していない旨主張する。

(1) アの情報について

アの情報は、審査請求人が留置場に収容されていることを前提とすることは明らかであることから、これを開示すると審査請求人の不利益になるおそれがあると認められるため、法第 124 条第 1 項に基づき開示請求に関する規定の適用が除外される保有個人情報に該当するという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

(2) イの情報について

実施機関の説明によれば、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報について、適切な医療上の措置として収容中に診療を受けた場合の当該診療に関する情報は、法第 124 条第 1 項に基づき開示請求に関する規定の適用が除外されないとした最高裁令和 3 年 6 月 15 日判決（令和 2 年（行ヒ）第 102 号）の趣旨に照らして、イの情報は開示請求の対象になると整理することとしたが、その上で、イの情報を記録した公文書については、和歌山県警本部及び〇〇警察署において保管されていなかった、とのことである。

この点、当審議会において本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程を確認したところ、警察署において留置された者の診療又は投薬に係る事項が記録された〇〇年当時の公文書の保存期間は、最長でも〇〇年 12 月 31 日までであるため、仮にイの情報を記録した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる、という実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 5 年 7 月 21 日	〇諮問（実施機関）
令和 5 年 8 月 23 日	〇審議
令和 5 年 9 月 14 日	〇実施機関から追加資料を受理
令和 5 年 9 月 27 日	〇審議

令和 5 年 12 月 19 日	○審議
令和 6 年 2 月 16 日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年3月27日 (同年4月7日補正)	ア 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで の、留置場での弁護士からの差入れ品、宅下品及び私の 購入品等を内容とする私の情報 イ 留置場で受けた医師の診察及び投薬に関する記録 並びに警察署外の医師の診察を受けた記録及び警察 職員が同医師から提供を受けた物に関する記録にあ る私の情報（以下「イの情報」という。）